

京都市告示第402号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年10月28日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町1番地の5地先から	旧	メートル 1.96	メートル 5.35
	同町2番地の3地先まで	新	1.96	6.01

- 2 道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山科大塚経34号線	山科区大塚南溝町61番地の2地先内	旧	メートル 1.90	メートル 2.76 ~ 4.35
		新	1.90	2.77 ~ 4.35

(建設局土木管理部道路明示課)